

# フィリピンにおける特許および実用 新案登録を受けることができる発明 とできない発明



岡田 貴子

弁理士

パートナー

ナガトアンドパートナーズ

特許業務法人ナガトアンドパートナーズは、前身事務所である長門国際特許事務所（1985年7月1日創業）を承継し、国内外の特許・意匠・商標出願業務をはじめ、翻訳、図面作成、調査、年金管理、教育・講演活動等の業務を行っている。岡田氏は、ナガトアンドパートナーズのパートナー弁理士として、国内外の意匠・商標出願業務をはじめ、模倣品対策や無効・取消・侵害訴訟対応まで幅広い業務を担当している。また、ベトナムハノイ市の特許法律事務所における研修勤務の経験がある。

## 【概要】

フィリピンでは、フィリピン知的財産法（2015年改正、以下「知財法」）の第21条に特許を受けることのできる発明の規定、そして知財法第22条に特許を受けることのできない発明を規定している。参考文献に挙げた和訳を引用する。

## 【詳細】

### 知財法第21条 特許を受けることができる発明

人間の活動のすべての分野における課題についての新規であり、進歩性を有し、かつ、産業上の利用可能性を有する如何なる技術的解決も特許を受けることができる。それは、物、方法もしくはその何れかの改良であってもよいし、またはそれらに関連するものであってもよい。

### 知財法第22条 特許を受けることができない発明

次のものは特許による保護から除外される。

22.1 発見、科学の理論および数学の方法並びに薬剤製品に関して、既知物質の新たな形式もしくは性質であって、当該物質の既知の効力の向上をもたらさないものの発見にすぎないもの、既知物質の何らかの新たな性質もしくは新たな用途の発見にすぎないものまたは既知方法の使用にすぎないもの。ただし、当該既

知方法が少なくとも一種の新たな反応物を含む新たな製品を製造できる場合はこの限りではない。

本条において、既知物質の塩、エステル、エーテル、多形、代謝物、純物質、粒径、異性体、異性体混合物、錯体、既知物質の組合せおよび他の誘導体は、同じ物質であるものとする。ただし、効果の点で顕著な相違を有する物質はこの限りではない。

22.2 精神的な行為の遂行、遊戯または事業活動に関する計画、規則および方法並びにコンピュータ・プログラム

22.3 手術または治療による人体または動物の体の処置方法および人体または動物の体の診断方法。本規定は、それらの方法の何れかにおいて使用するための物および組成物には適用しない。

22.4 植物の品種、動物の品種並びに植物および動物の生産の本質的に生物学的な方法。本規定は、微生物および非生物工学的かつ微生物工学的な方法には適用しない。

本項における規定は、議会が植物の品種および動物の品種の特殊な保護並びに共同体知的所有権保護制度を定める法律の制定を考慮することを妨げるものではない。

22.5 美的創作物、および

22.6 公序良俗に反するもの

さらに、特許、実用新案および工業意匠に関する改正規則（以下、「規則」）の第 202 条をベースに、特許審査マニュアル（以下、「マニュアル」）の「パート 2 (PART 2)」、「7. 実体審査 (SUBSTANTIVE EXAMINATION)」、「第 4 章：特許性 (Chapter IV: Patentability)」に詳細な規定がある。具体的には、知財法の 22.1、22.2（発見、法則の除外）および 22.5（美的創作物の除外）に対応する規定はマニュアルの第 4 章 2.3、知財法の 22.4（生物関連の発明の除外）および 22.6（公序良俗）に対応する規定はマニュアルの第 4 章の 3、知財法の 22.3（医療分野の発明の除外）に対応する規定はマニュアルの第 4 章の 4、特に 4.2～4.4 に規定されている。

マニュアルの第4章 2.3 に規定される、特許を受けることができない発明について以下に見ていくことにする。

#### 「発見 (Discoveries) 」

公知物質のある特徴、例えば耐衝撃性などを発見したことは特許の対象とならないが、その公知物質を利用した鉄道の枕木は特許の対象となりうる。自然界に存在する物質を発見したことは特許の対象とはならないが、当該物質を抽出する方法は特許の対象となりうる。

#### 「科学法則 (Scientific theories) 」

例えば、半導体性の物理法則は特許の対象とならないが、新たな半導体デバイスやその製造方法などは特許の対象となりうる。

#### 「数学の方法 (Mathematical methods) 」

数学的手法そのものは特許の対象とはならないが、例えば数学的手法により情報処理できる計算機は特許の対象となりうる。

「精神的な行為の遂行、遊戯または事業活動に関する計画、規則および方法 (Schemes, rules and methods for performing mental acts, playing games or doing businesses) 」

例えば、クロスワードゲームのやり方、言語の学び方などは、特許の対象とならない。しかし、ゲームや計画の実行に必要な機器などは特許の対象となりうる。また、技術的手段を伴わない事業活動の実施方法は特許の対象とならない。

#### 「コンピュータ・プログラム (Programs for computers) 」

コンピュータ・プログラムは特許の対象とならないが、プログラム制御された機械や製造・制御方法などは特許の対象となりうる。

## 「美的創作物（Aesthetic creations）」

美的創作物自体は特許の対象とならないが、創作物が技術的特徴も有する場合、例えばタイヤスレッドのような場合には、特許の対象となりうる。また、美的創作物の製造方法、例えば層状になった織物の製造方法なども特許の対象となりうる。

## 「情報の提示（Presentations of information）」

知財法や規則に明示の規定はないが、内容のみが特徴となる情報について提示することは特許の対象にはならない。なぜなら課題に対する技術的な解決手段とはみなされないためである。音響信号、言葉、視覚的表示など表示そのものや、それらが単に記録された場合を含む。特許の対象となりうるのは、コードを用いて情報を表すことを特徴とする通信機器、計測結果を特別なグラフで表示する計測機器などが考えられる。

次に、マニュアルの第4章3に規定される、特許を受けることができない発明について以下に見ていくことにする。

## 「公序良俗（Public order or morality）に反するもの」

反乱、治安の乱れを引き起こす発明、または、犯罪その他の攻撃的行動を引き起こす発明を除外するための規定である。

「植物の品種、動物の品種並びに植物および動物の生産の本質的に生物学的な方法（Plant varieties or animal breeds or essentially biological process for the production of plants and animals）」

本質的に生物学的な方法といえるか否かは、その過程に技術的な人的介入があるか否かで決定する。その介入が成果を決定づけるまたは方向づけるものであれば、当該方法は特許の対象から除外されない。微生物、および非生物工学的かつ微生物工学的な方法は特許の対象となることに注意が必要である。

次に、マニュアルの第4章の4に規定される、特許を受けることができない発明について以下に見ていくことにする。

「手術または治療による人体または動物の体の処置方法および人体または動物の体の診断方法（Methods for treatment of the human or animal body by surgery or therapy and diagnostic methods practiced on the human or animal body）」

基本的に上記の内容は、「工業上利用性なし」とみなされる。手術、治療、診断用の機器は特許の対象となりうる。手術、治療、診断に用いる新規物質、新規組成物も対象となる。既存の物質や組成物の場合は、過去に人体または動物の体の治療や診断に用いられたことがなく、初めて医学的な用途で使用された場合のみ特許の対象となりうる。なお、試験方法（Methods of testing）は一般的に工業上利用性があり、特許の対象となりうる。例えば、工業用の動物実験などは対象となる。

さらに、「薬剤製品（drugs and medicines）」について、公知の化合物等を新たな医薬用途により限定する発明は、知財法 22.1（発見の除外）において特許の対象から除外し、知財法 26.2 で進歩性欠如とされる場合があることに注意が必要である。

また、マニュアル以外にも特定の技術分野向けの審査ガイドラインが別途準備されている。情報通信、バイオテクノロジー、公知物質を含む医薬出願については、審査ガイドラインもあわせて参照することを推奨する。

#### 【参考情報】

・フィリピン知的財産法（2015年改正） The Intellectual Property Code of the Philippines, 2015 Edition

<https://drive.google.com/file/d/0B2or2OrWYpIfN3BnNVNILUFjUmM/view?ts=58057027>



- ・ フィリピン知的財産法（2015年改正）日本語訳

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/philippines-tizai.pdf>

- ・ 特許、実用新案および工業意匠に関する改正規則

The Revised Implementing Rules and Regulations (IRR) for Patents, Utility Models and Industrial Designs Recently amended by Memorandum Circular No. 17-013

<https://drive.google.com/file/d/1WFiTWpNmwf-LYW7k8jeNElg4jBH-68uL/view>

- ・ 特許審査マニュアル（Manual for Patent Examination Procedure）

[MPEP]

<https://drive.google.com/file/d/1vZS7X81CdtRURtH9XSL8m44UiQtm0cJ/view>

・ 情報通信技術およびコンピュータ実施発明の審査ガイドライン（Guidelines on the Examination of Information Communications Technology and Computer-Implemented Inventions）

<https://drive.google.com/file/d/1dBu5X5H078FU3-brr24gawmoHIt3JLdt/view>

・ バイオテクノロジー出願審査ガイドライン（Guidelines on the Examination of Biotechnological Applications）

[https://drive.google.com/file/d/1jP6L27L0984Lf\\_i1VUQyhErfX4fty4Zn/view](https://drive.google.com/file/d/1jP6L27L0984Lf_i1VUQyhErfX4fty4Zn/view)

・ 公知物質を含む医薬出願の改訂審査ガイドライン（Revised Guidelines on the Examination of Pharmaceutical Applications Involving Known Substances[QUAMA Guide]）

<https://drive.google.com/file/d/1w7RYcS51pusvLrdwRYQfrxQfR32uMaMb/view>

・ 「フィリピンにおける特許審査基準関連資料」（新興国等知財情報データベース） 独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）

<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/laws/10272/>

・「フィリピンの知財関連の法令等へのアクセス方法」（新興国等知財情報データベース） 独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）

<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/laws/17102/>

（編集協力：日本国際知的財産保護協会）